

# AI システムを含む PDS と個人の権限に関する検討

加藤 綾子<sup>†‡</sup>

東洋大学<sup>†</sup> 東京財団政策研究所<sup>‡</sup>

## 1. はじめに

複数の事業者が保有する個人データを統合して、(1)個人本人に対するより高度できめ細やかなサービスの提供を実現したり、(2)多人数の個人に関するデータ分析に基づく知見を導出したりするということが期待されて久しい。従来、大抵の情報連携は、事業者によるデータ活用に主眼が置かれて事業者側にデータが集約されていた。

これに対して、我々は個人側にデータを集約させることの価値に着目してきた。これを実現する技術的手段として Personal Data Store (PDS) や、Personal Information Management System (PIMS)、MyData Operator などがあった。個人の認知限界を超えるデータの管理についてはパーソナル AI エージェントを使うということも検討してきた。端的に言えば我々は AI システムを含む PDS が必要であると考えてきた。

しかしながら、現存する個人データの多くは事業者において管理されており、個人側でのデータの集約や個人による本人のデータの活用は依然として十分に実現していない。どのようにすれば個人中心のデータ活用を実現することができるのだろうか。仮に、個人のために動作する、AI システムを含む PDS にデータを集約して、AI による支援を受けながら個人が本人のデータを最大限に活用することができるようになったとしても、そのような AI システムの開発提供事業者は誰であるのか、彼らがデータをどのように扱うのかという問題が生ずる。

## 2. データポータビリティの必要性和困難さ

複数の事業者が保有する個人データを個人本人のもとに引き寄せるにはデータポータビリティが必要であるのだが、データポータビリティは事業者間の乗り換えや、各サービスのダッシュボードなどを通じた履歴のダウンロードといった用途で認識されているかもしれない。より重要なのは、それらのデータを個人本人のために使うということである。

データポータビリティとは、欧州の一般データ保護規則の第 20 条で定められたデータ主体の権利である。具体的には、データ主体が「管理

者に対して提供した自己と関係する個人データを、構造化され、一般的に利用され機械可読性のある形式で受け取る権利をもち、また、その個人データの提供を受けた管理者から妨げられることなく、別の管理者に対し、それらの個人データを移行する権利を有する」というものである[1]。日本でも個人情報保護法の令和 2 年改正によって、個人は当該本人が識別される保有個人データを電磁的記録の提供による方法で開示請求することができるようになる[2]。

なお、個人によるデータの管理・活用の負担を軽減し、かつ、事業者にとって価値あるデータ活用を推進するため、日本では情報銀行が個人データを預かって活用や運用するということが考案された。一般社団法人日本 IT 団体連盟は、総務省と経済産業省の合同の検討会が策定した認定指針に沿って情報セキュリティ対策やプライバシー保護対策等に関する認定基準に適合した事業を情報銀行として認定しており、2021 年 10 月時点で 2 社の事業が「通常認定」を受けている[3]。情報銀行の構想はヘルシンキで開催された国際会議で発表されるなど[4]、一時期注目されたが、個人がオプトインでデータを預けるということは今のところさほど普及していない。

この点、いわゆる電子家計簿サービスを提供する事業者は個人の指図のもとで複数の金融機関のアカウントのデータを集約し、個人に対して価値あるサービスを提供するという事業においてある程度成功している。この背景には 2017 年の銀行法改正でこれらの事業者が法的根拠を得て環境整備が進んだということもあるだろう。

## 3. AI システム開発提供事業者によるデータ集約の可能性と、データの所在に拠らない個人の権限の必要性

個人のために動作する、AI システムを含む PDS にデータを集約して、AI による支援を受けながら個人が本人のデータを最大限に活用することができるようになったとして、AI システムの使用履歴や接続先など外形的な情報が AI システム開発提供事業者によって把握されたり蓄積されたりする可能性は否めない。むしろ、そのような個人向け AI を通じて収集され得る情報を、AI システム開発提供事業者側で集約して、より高度なサービス提供に活かすべきではないかと

PDS with AI System and Management by Data Subject

<sup>†</sup>Toyo University

<sup>‡</sup>The Tokyo Foundation for Policy Research

いう考え方もある[5].

そうすると、この議論は結局、個人の権限を定めるということに行き着くのではないか。すなわち、データがどこにあるかを問わず、個人が本人のデータを使うことができること、事業者提供される個人データが個人にとってその都度、必要最低限であること(データミニマイゼーションの実装)、事業者による個人データの用途について個人が容易に把握して、オプトアウトや取捨選択が簡単にできるだけでなく、より主体的に関与することができること、本人が望まぬプロファイリングを受けないこと、などが個人にとって確保されるべきではないだろうか。

現在、各国のデータ戦略に倣って日本でも政府や事業者が相乗りで利用することができるような国策のプラットフォームを構築するという動きがある[6]。そのプラットフォームには産業データなどの非個人データのみならず、健康・医療・介護、教育、防災などの分野で個人データが含まれ得ることが示唆されており、それゆえ PDS や情報銀行の必要性が言及されている[6]。そこで、ますます必要となるのが個人の権限ではないだろうか。

上述のような個人の権限とともに AI システムを含む PDS が提供されて、本人による個人データの集約が実現されることが必要である。これは政府や事業者にとってどのような利点があるのだろうか。

例えば、前節で言及した電子家計簿に一個人のお金の出入りに関するほぼ完全な情報が集約されるようになれば、政府や事業者は従来のように第三者提供により大量の個人データを集めるというリスクを冒さなくても、統計学上適切な標本抽出に基づいて代表的な個人からデータの提供を受けることさえできれば、一例として国内の家計最終消費支出などの推計が可能になるのではないか。従来はこうした推計を画策する際には、家計消費額を把握する手段として、クレジットカード会社等の保有するデータを大量に第三者提供してもらう必要があったが、個人の想定を超えるようなデータの二次利用は、多くの個人から同意を得られない恐れがあった。

個人の権限において本人に関するデータが集約され、かつ、同意取得手段が実装されるということは、一個人に関するよりリッチな情報を事業者がより低リスクで入手する機会を設けることに貢献する。実は、このような二次利用のユースケースを 2017 年の段階で筆者が既に指摘していた[7]。今後、個人データを含むデータベース群によって巨大プラットフォームが形成さ

れるような場合には、AI システムを含む PDS 機能と個人の権限が確保されるべきであると言える。なぜならば、それこそが本稿の冒頭に掲げられた(1)(2)の双方を同時に満たすからである。

#### 4. まとめ

本研究は当初、データを個人側に集約することとそのためのデータの移動の必要性を考えていた。それよりも重要なのは、データの所在の如何を問わず個人の権限を定めるということである。データを移動させるということには事業者と個人の双方に高い障壁があるようなので、データが依然として事業者のデータベースの中にあるということを前提にしながら、個人が本人のデータを使うことができること等を権限として定める方が現実的である。

ただし、単に個人の権利が新設されるだけでは不十分であるということは欧州の事例から垣間見られる。例えば、欧州の個人にとってデータポータビリティ権の認知度はあまり高くはないようであり[8]、そうであるとする権利が行使される場面も乏しいのではないかと予想される。一方、技術的手段が提供されれば十分であるかということ、そうではない。少なくとも、個人の権限と技術的手段がセットで必要である。さらに個人の権限によるデータ集約が個人のみならず事業者にとっても価値のあることだということが示される必要がある。

謝辞：本研究は JST-RISTEX-HITE「パーソナルデータエコシステムの社会受容性に関する研究」の支援を受けた。

#### 参考文献一覧

- [1] 個人情報保護委員会、一般データ保護規則(GDPR)の条文(仮日本語訳)
- [2] 個人情報の保護に関する法律
- [3] 一般社団法人日本 IT 団体連盟、認定事業者一覧, <https://www.tpdms.jp/certified/>
- [4] MyData (2019), <https://mydata2019.org/programme-page/japanese-data-banks/>
- [5] 加藤綾子, 中川裕志 (2020) パーソナル AI エージェントの社会制度的位置づけ, 情報処理学会 第 91 回 CSE C・第 40 回 SPT・第 90 回 EIP 合同研究発表会
- [6] 閣議決定, デジタル社会の実現に向けた重点計画, 2021 年 6 月 18 日, <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20210618/siryou3.pdf>  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/decision.html>
- [7] 加藤綾子 (2017) 決済関連データのポータビリティによる取引構造の変化の可能性, 情報処理学会 第 172 回 DPS・第 26 回 SPT・第 78 回 EIP 合同研究発表会
- [8] Kuebler-Wachendorff, S., Luzsa, R., Kranz, J. et al. (2021) The Right to Data Portability: concept, status quo, and future directions. Informatik Spektrum 44, 264-272. <https://doi.org/10.1007/s00287-021-01372-w>